

(宛先)秋田市長

児童手当・特例給付 認定請求書

提出年月日 令和 年 月 日

請求者	(ふりがな)		性別 男・女	住所	〒 秋田市		勤務先						
	氏名			令和 年1月1日の住所地(秋田市以外の場合)	加入年金状況	ア. 1 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 () 2 私立学校教職員共済 () 4 国家公務員共済 () 5 地方公務員等共済 イ. 7 国民年金 ウ. 9 その他 ()							
	生年月日			昭和 年 月 日 平成	電話番号	請求者個人番号(12ケタ)							
配偶者	有	配偶者氏名	配偶者勤務先	同居・別居		支払希望金融機関(請求者名義の普通預金口座)		金融機関名称 支店名 支店コード					
	無	児童手当・特例給付の支給要件の該当性の審査のため、秋田市が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。		令和 年1月1日の住所地(秋田市外、上記と異なる場合)		口座番号		名義(カタカナ)					
		生年月日		昭和 年 月 日 平成	配偶者個人番号(12ケタ)		普通						
児童	氏名		続柄	生年月日	同居別居	別居の場合のみ住所	監護の有無	生計関係	海外留学の場合は出国年月	※3歳未満	※3歳以上	※中学生	
	(ふりがな)			平成 年 月 日	同・別		有・無	同一・維持					
				令和 年 月 日	同・別		有・無	同一・維持					
				平成 年 月 日	同・別		有・無	同一・維持					
				令和 年 月 日	同・別		有・無	同一・維持					
				平成 年 月 日	同・別		有・無	同一・維持					
				令和 年 月 日	同・別		有・無	同一・維持					
				平成 年 月 日	同・別		有・無	同一・維持					

※審査

認定・却下年月日		区分	手当月額	扶養親族等および児童の数 人		譲渡所得	有 無
支給開始年月	令和 年 月	児童手当	3歳未満分 円	(うち70歳以上の同一生計配偶者および老人扶養親族の合計数 人)		控除額計	円
算定児童数	1子 2子 3子以降		3歳以上分 円	令和 年分所得の合計額	円	雑損控除額	円
		特例給付	中学生分 円	控除後の所得額		医療費控除額	円
			計 円	所得制限限度額		小規模企業共済等掛金控除額	円
			同一生計配偶者有	配偶者所得		障害者控除額(障 人 特障 人)	円
					寡婦・ひとり親・勤労学生控除額	円	
					児童手当法施行令第3条第1項控除額	80,000 円	

◎裏面の注意をよく読んでから、太枠内に記入してください。

◎この認定請求の審査に係る事務に必要なときは、請求者および関係者の手当の支給要件に関する調査を行います。

認定番号	
被用区分	被 非 特
受付確認年月日	令和 年 月 日
受付・担当者	于 市 四 北 南 河 雄 駅 岩 大 敷
<input type="checkbox"/> 転入 ()	
<input type="checkbox"/> 出生	
<input type="checkbox"/> その他	

不足書類	年・口・申・住・その他
督促通知	
書類完成	
入力	
通知発送	
備考	

注意

- 1 公務員（独立行政法人を除く）の方は、職場での手続きとなります。
- 2 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 3 配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 4 「個人番号」の欄には、請求者および配偶者の、12ケタの個人番号を記入してください。
- 5 「児童」の欄は、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべてについて、記入してください。
- 6 「監護」は児童を監督、保護することをさしますので、児童を養育している場合は「有」に○をしてください。
「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、「海外留学の場合は出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 8 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができる場合は、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係および請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 請求者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者および扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - ⑨ 請求者が寡婦（寡夫）控除のみなし適用の申請を行う場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - ⑩ 加入している年金状況が「1 厚生年金保険、2 私立学校教職員共済、4 国家公務員共済、5 地方公務員等共済」の場合は、当該事実を明らかにすることができる書類